

第3回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年9月4日（水）
午後1時28分から午後3時14分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・杉本昭二委員、神原哲士委員、井上英明委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
13:28	議 長	皆さん、お疲れ様です。ただ今から、第3回日南市農業委員会総会を開会いたします。10番、杉本委員、酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原委員、大窪地区農地利用最適化推進委員の井上委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に3番の田端功委員、4番の金丸勇太委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局よりお願いします。
	事務局	お疲れ様です。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました1件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が1件で、受付番号1番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は、植林のため、3番は、駐車場・資材置き場のため、4番は、道水路・鉄道のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地転用事業計画変更申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、事業面積増加のためとなっております。 次に総会資料4ページです。議案第4号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました10件について意見を付さなければなりませんので、審議いただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が10件で、受付番号1番、5番、9番、10番は植林のため、受付番号2番、7番は、一般個人住宅用地のため、受付番号3番は、農林漁業用施設用地のため、受付番号4番、8番は、駐車場用地のため、受付番号6番は資材置場のためとなっております。 次に総会資料5ページ、6ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が1件となっております。 次に、総会資料7ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件

	事務局	について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に総会資料8ページです。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、7件について審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が7件となっています。詳細については、農政課の担当者に説明をさせます。
	農政課	皆さん、こんにちは。農政課の宇都と申します。よろしくお願いいたします。本日は、7件の農振農用地区域の除外の案件につきまして、ご審議の程、よろしくお願いいたします。事前に、担当地区の委員への説明、南那珂農林振興局と協議させていただいております。 それでは、受付番号1番から順に、概要を説明させていただきます。受付番号1番についてです。所在は津屋野で、地目は畑、面積は4筆で4,659㎡です。事業目的は、植林となっています。当該地の所有者は、遠方に居住しており、農地としての日常の管理が困難で、後継者もいなかったことから、すでに植林されており、山林として管理されています。違反状態を是正するため、除外をして適正に管理をしていきたいとのことです。周辺の隣接する農地とは高低差があり分断されており、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しております。 受付番号2番についてです。所在は瀧上下で、地目は畑と道路、面積は10筆で12,955㎡です。事業目的は、植林となっています。当該地は樹園地でしたが、後継者もおらず、鳥獣被害も多いことから耕作を続けることができなくなり、植林し山林として管理をしていきたいとのことです。周辺には農用地はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しております。 受付番号3番についてです。所在は下塚田で、地目は田と山林と原野、面積は10筆で9,419㎡です。事業目的は、植林となっています。当該地の所有者は、遠方に居住しており、農地としての日常の管理が困難で、後継者もいなかったことから、既に植林されており、山林として管理されています。違反状態を是正するため、除外をして適正に管理をしていきたいとのことです。周辺の隣接する農地とは高低差があるため、分断されており農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しました。 受付番号4番についてです。所在は上塚田で、地目は畑、面積は、3筆で8,231㎡です。事業目的は、植林となっています。当該地では、飼料を作付けしていましたが、耕作者が営農継続困難とのことで、耕作されなくなりました。また、西側の方は、県道改良工事に伴う道路用地として使用される計画となっています。

	農政課	いることから、新たな利用権設定も困難となるため、植林し山林として管理をしていきたいとのことです。周辺に隣接した農用地はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しております。 受付番号5番についてです。所在は、酒谷の名尾で地目は畑、面積は、1筆で512㎡です。事業目的は、植林となっています。当該地の周辺に農地はなく、周辺は既に山林化しているため、当該地を新たに利用権を設定することは困難であるため、植林し、周辺の山林と一体的な管理をしていきたいとのことです。周辺には農用地はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しました。 受付番号6番と7番につきましては、同じ土地の案件となります。分筆をした後、それぞれの事業計画に沿って活用する予定です。受付番号6番についてです。所在は中隈谷で、地目は田、面積は、1筆のうちの120㎡です。事業目的は、車庫等の利用のためです。当該地は、埋め土をしてかさ上げされています。現状、隣接する住宅の車庫や庭として利用されており、違反状態にあります。現状に沿った用途へと変更し、適切に管理をしていきたいとのことです。 受付番号7番について説明いたします。所在は、受付番号6番と同じ土地で、面積は1筆のうちの480㎡です。事業目的は、一般個人住宅建築のためです。当該地は、受付番号6番で説明しましたとおり、埋め土をしてかさ上げされています。畑としての利用がありましたが、今回、住宅を建築したいとのことです。受付番号6番と7番の土地は、農用地と隣接した土地ですが、埋め土をして、かさ上げされているため、周辺への影響はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと判断しております。 以上、7つの案件につきましては、除外の要件を満たしており、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
	事務局	以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区、南郷地区は、会議室5でお願いいたします。飢肥・酒谷地区、細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室6でお願いいたします。以上です。

14:10	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は、午後2時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして私より報告致します。
	平 賀	受付番号1番について説明します。8月23日、新規農業経営の案件であることから事務局、代理人の立会いのもと現地調査を行いました。なお、譲渡人と譲受人には、電話で確認しました。申請地は、東郷地区東弁分の豊田です。東郷小中学校のすぐ西側にありまして、東九州自動車道の東側にある農地です。申請地は県外在住の譲渡人が、長年、譲受人を探されていた農地であり、今回農地の隣に住んでいる譲受人が農業したいということでの申請になっております。申請地の地目は田です。現在、飼料用稲が作付けされていますが、申請地の一部は畑地化しており、遊休地になっています。譲受人は、団体職員であり、農業経験はありませんが、農業経験のある父親から技術支援を受けて、しっかりと農業をしていくとのこと。譲渡人は県外在住で、農地の管理ができないため、譲りたいとのこと。実地調査の結果、妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
14:12	稲 山	はい、17番、稲山です。受付番号1番について説明いたします。8月23日、木材業者立会いのもと現地調査を行いました。

稲 山	申請地は、飢肥城より西へ1km行くと広域農道があります。その道路を北へ1.5km行くと右へ入る林道があります。それを500mぐらい行った山の中です。申請地は、周囲を山林に囲まれ、うっそうとしていました。以前は、露地野菜を栽培し、畑として利用されていましたが、周囲が山林化したので、今回山林に地目変更し、木材業者に販売したいとのことでした。問題ないと思います。よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に受付番号2番について担当委員より報告願います。
金 丸	4番、金丸です。受付番号2番について説明いたします。8月27日、申請人、代理人に電話確認し、台風接近のため、代理人が身動きがとれないということで私が現地確認しました。申請地は、酒谷5区の永野地区にある畜産会社から東へ500mから1.5km圏内にある山林の一部です。申請人が所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが発覚し、今回の申請になったようです。周囲に影響を与えるような農地はありません。今後も山林として適正に管理していくということです。始末書も添付されています。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番について説明いたします。申請地は、大字益安の小路で、県道28号線沿いにあるコンビニから平山方面に約100m走った右側です。8月25日、申請人立会いのもと、現地確認と聞き取り調査を行いました。申請地の地目は田ですが、現況は宅地です。平成22年、本申請地を取得して農地として利用していましたが、平成24年ごろ申請人の妹が住宅を新築するのに一部を贈与しました。その際、本申請地の残りは、畑として露地野菜を栽培するために埋め立てましたが、その後経営している土木工事業が忙しくなり令和5年4月ごろから営業車両を保管する場所として利用していました。今般、固定資産税を納付する際、転用許可を得ずして利用していることが判明し、始末書を提出しています。本申請地は、県道28号線に沿って、宅地化された場所で、境界は、地籍調査により明確になっております。雨水は隣接する側溝に流しますので、特に問題ないと思います。西側は、用水路と田んぼですが、セメント壁で仕切っており、周囲に影響を及ぼすことはありません。土地改良区の意見書も添付されています。許可妥当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	次に受付番号4番について担当委員から報告願います
谷 元	1番、谷元です。受付番号4番について説明します。8月25日、現地確認を行いました。申請地は、北郷小中学校を通過いた

14:18	谷 元	しまして、一ノ瀬の橋を渡り、右折いたしますと宮鶴の集落に入ります。その宮鶴集落の公民館の西側近隣です。申請地の横の住宅は、申請人が購入した物件で譲渡人が所有時点の数十年前から申請地を住宅進入路として使用していました。今回、転用許可申請し、分筆し登記申請するものであります。現在この部分は、鋭角地点であり、作付けをするようなところではなく、生活上必要であり、許可妥当と判断しました。よろしくお願いいたします。
	議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	田 端	3番、田端です。受付番号1番について報告いたします。3月に開催されました第34回日南市農業委員会総会の議案第3号、農地法第5条、受付番号3番で審議し、5月8日に許可となった案件についての事業計画変更申請となります。前回、申請した事業面積に追加となるそうです。後ほど、議案第4号、農地法第5条の受付番号6番にて詳細を説明します。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第3号について同意される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第3号については、原案どおり承認することに決定しました。

14:20	議 長 山口（光）	次に、議案第4号、農地法第5条の許可申請について10件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告をお願いします。 7番、山口です。受付番号1番、2番について説明いたします。まず1番ですが、申請地は、山之口地区の字覆盆子鶴です。国道222号線の山之口橋交差点から広域農道を串間方面へ坂を2kmほど行ったところの一番低くなった所になります。そこから串間方面に向かって左側の林道を50mほど入って、川があり、そこから50mほど進むと、その周辺一帯が今回の申請地になります。8月23日に譲渡人、譲受人双方に確認し、譲渡人と一緒に現地調査をしました。譲渡人の亡父が水稻を作付けしていましたが、鳥獣被害等があるため、植林をされたとのことです。今回、譲受人に売却する際に地目が農地であるために今回の申請に至ったそうです。始末書も添付されております。譲受人は、林業を営む方で、購入後は、造林計画に沿って管理されるとのことです。雨水については、自然浸透処理、周辺は山林化されており、影響を与える農地はございません。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、受付番号2番について説明いたします。申請地は、飢肥地区の楠原字下耕整です。申請地は、農振農用地から外れています。老人福祉施設の西側の真後ろになります。8月23日に譲渡人、譲受人に連絡し、譲受人立会いのもと現地調査しております。譲渡人は、以前は、水稻を作付けされておりましたが、近年は近隣に住宅が増加し、水田の水の確保が困難になったため、草払いをして、管理されていたとのことです。譲受人は、市営住宅に住んでおられますが、子供が大きくなり手狭になったため、土地を探していたところ譲渡人から土地を売っていただける話を聞いて、今回の申請に至ったそうです。境界は、ブロックで土留めをし、家庭用雑排水、汚水等については、合併浄化槽を設置処理し、公共側溝に排水し、雨水は地下浸透及び公共の側溝に排水するそうです。周辺は、住宅化しており、影響を与える農地はございません。土地改良区の意見書も添付されております。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 金 丸 続きまして、受付番号3番について担当委員から報告願います。 4番、金丸です。受付番号3番について説明致します。8月24日譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷3区国道222号線沿いにある造林事務所から北へ2.5km進んだ山中にあります。譲受人の依頼で所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが発覚し、今回の申請になったようです。譲受人は、養鶏業を営む認定農業者で、申請地に鶏舎を建設する予定です。周囲に影響を与えるような農地はありません。鶏
-------	-------------------------	--

金 丸	糞は、一カ所に集約し、定期的に業者に引き取ってもらい適正管理していくということです。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員から報告願います。
山 本	12番、山本です。受付番号4番について説明致します。8月26日現地調査をし、譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、西弁分二丁目です。パチンコ店の西側道路の前にあたります。譲渡人は、宮崎市在住で、管理ができず、手放すということです。譲受人は、パチンコ店の横で動物病院を経営されております。駐車場が狭いため、本申請地を駐車場にする計画になっております。なお、工事にあたっては、隣地の農地に土砂が流出しないように舗装を行い、雨水は道路側溝に排出する計画となっております。許可妥当と思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	次に受付番号5番、6番について担当委員から報告願います。
田 端	3番、田端です。まず、受付番号5番について説明致します。8月23日に現地を確認し、譲渡人に確認しました。申請地は、国道220号線を油津から大堂津の方に向けていきますと西町のトンネルの手前に橋が架かっており、旧道が右にありますが、一番最後にある人家の真上にあたります。昔は、畑がたくさんありましたが、現在は杉山になっています。譲渡人は、父から譲り受けた時に登記地目が畑であると知らず、今回売買にあたり、転用申請が必要とのことで申請するものです。始末書も添付されております。譲受人は、山林業者で5、6年後に伐採し、杉を植林したいとのことです。周りは杉山で、農地に戻すことも難しいです。許可は妥当と判断いたしました。
	次に受付番号6番について説明いたします。先ほどの議案第3号の案件と同じなのですが、大型小売店の向かい側、以前遊技場ができるということで転用申請があったところなのですが、撤退され、そのまま草が繁茂しているような状況でしたが、数か月前に高速道路を建設する会社が転用申請し、一部許可を出した場所です。その後周辺の地権者の承諾がとれたとのことで事業の追加で申請をされるとのことです。今回の追加申請で資材搬入の際に出入りもスムーズになったのではないかと思います。許可妥当と判断しました。審議方よろしくお願いいたします。
議 長	次に受付番号7番について担当委員から報告願います。
平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号7番について説明致します。申請地は、大字益安字片平で益安の交差点から平山方面へ約300m行ったところで、市道から左側を見ると急傾斜で擁壁がありますが、その麓にあたります。8月

平 方	23日、譲受人立会いのもと現地調査確認を行いました。譲渡人は県内に在住するいここにあたる方です。申請地の中心は宅地で、現在住宅もあり、家屋については、譲渡人から譲り受けましたが、宅地の周りに隣接する3筆について譲渡人も亡夫から相続したのですが、宅地として利用しており、農地と思っておりませんでした。農地転用の許可なく利用していましたので、始末書も添付されております。生活用水等は、合併浄化槽で処理し、雨水等は地下浸透、排水路で処理します。土地改良に関する意見書も添付されており、何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
議 長	次に受付番号8番について担当委員から報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号8番について説明致します。8月24日現地確認しました。譲渡人は、県内在住の離農者であり、現在休耕地の状況です。申請地は、旧北郷の中学校、現在は運動公園とグラウンドとなっておりますが、この集落を常明寺といいます。そこに存在する住宅地であり、申請地は譲受人の隣接地になります。譲受人は、申請地に駐車場を設置する計画で、現況の駐車場は道路に即して駐車場がありますが、住宅そのものの自体は、落差が約1.5mございます。申請地は、駐車場の奥に存在していますが、スロープの状態にして、新しい駐車場を設置するということでございます。面積が284㎡になっておりますが、現在所有の車の台数は、本人と奥さんで3台、子供さんが日南におられるということでその子供たちの車、娘さんが今度、帰って来られるということで、その車も入れますと6台ということになり、この面積でもよいのではないかと判断しました。なお、集落に囲まれておりますので、既にブロック塀がしてあります。雨水については、自然浸透、自分の庭を通して流れていくと考えております。特に問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号番9番、10番について担当委員から報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。譲渡人、譲受人、代理人共に同一で申請地も隣接していますので、受付番号9番、10番について一緒に説明いたします。申請地は、北郷地区の板谷で、鰐塚山の麓になります。現在この集落については、廃村状態にあり、居住者はおられません。県道都城北郷線から市道に約3km入ったところに譲渡人の廃屋となった家があります。これを挟んだ裏手に受付番号10番の申請地、前方の方に受付番号9番の申請地がそれぞれあります。譲渡人に面談し、代理人に電話で確認して、台風直前であったことから調整ができず、私が8月26日に現地を確認しました。譲渡人につきましては、現在北郷町内に居住しており高齢であることから、耕作をしております。

14:28	高 崎	ん。3年前までは、娘夫婦が管理していたということですが、娘の夫が亡くなったことから、管理ができない状態になって、3年ほど耕作放棄地状態になっていました。今回高齢であることから全不動産を手放したいということでございます。不動産の処分に際して調査をしたところ受付番号10番の申請については亡夫が、平成23年頃に転用許可を得ずして植林したということが判明しまして、今回の申請に至ったということでございます。周囲は、全て山林で、影響を与える農地もございません。始末書も添付されていますので、問題ないと判断しました。 受付番号9番につきましては、7筆になっており、合筆したものであると思います。ひと区画の面積も小さく、いわゆる棚田でございますが、北郷の中心部から40分ほどかかるような山の中なので耕作していただける方がいないということです。譲受人につきましては、都城で手広く造林業をしている業者で、造林計画も作成されていることからやむを得ないと判断したところです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第4号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第4号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いいたします。
	倉 元	南郷地区農地利利用最適化推進委員の倉元です。受付番号1番について説明いたします。8月27日、申請者に電話して確認しました。申請地は、南郷町榎原の黒潮環境センターから東に200m行き、その場所から北に200m行ったところに申請地があります。借受予定者は、農地中間管理権設定でありますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今、担当委員から農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

14:40	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について計画に同意をされる方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号については、原案どおり同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口（光）	はい、7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は、飢肥楠原の小村寿太郎侯の墓がありますが、その北側の五百禊神社の駐車場の周辺になります。8月23日代理人と現地調査しました。申請者とは連絡が取れませんでした。駐車場の一角の斜面にあたるところで地目は、畑になっていますが、現状は原野になっています。申請者は、耕作する意思もなく、10年以上耕作放棄され、該当事項の4番にあたるため、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から非農地証明願いについて報告がありましたが、質疑はありませんか。ありません。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですので、議案6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号、非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
14:42	議 長	次に、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について7件の審議をお願いします。まず、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	平 部	14番、平部です。受付番号1番について、説明いたします。8月28日に現地確認しました。所有者は、静岡県在住のため、電話にて確認を行いました。南郷町地区の津屋野になります。以前より相談があった案件です。所有者は、遠方に住んでおり、管理ができず、後継者もおらず既に40年ほど前から植林がされており農振農用地の除外をし、山林として管理をするということでございます。隣接する農地は100mほど離れており、耕作に影響はないと思われます。以上で報告を終わります。

	議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員から報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号2番について説明いたします。潟上小学校から1kmほど串間方面に行きますと潟上神社がありますが、潟上神社から市木方面に800m向かいますと霧島林道というのがあります。そこから約1.5km行ったところにある山の中腹の元果樹園であったところの畑であります。周りは、山林化しておりまして、伐採もされておりました。そこにポツンとあるものですから、その植林をされると同時に申請地にも植えていくという計画になっているようです。周りには農地はなく、何も問題ないと思います。以上、報告します。
	議 長	次に受付番号3番、4番について担当委員から報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号3番、4番について説明いたします。まず受付番号3番について8月18日、市役所、農林振興局立会いのもとに現地調査しました。申請人には、電話で確認を行っております。申請地は、細田下塚田の県道3号線沿いにある消防の格納庫から北に市道を1.5kmほど登った市道の終点付近にあります。申請人は、宮崎在住で高齢のため管理ができず、後継者もないということで、今回の申請に至ったとのこと。申請人の父が果樹園をしていましたが、放置されて50年以上経っております。現在は直径30cmほどの雑木が生い茂った状態でした。農振農用地の端に位置しています。隣接する方々に耕作等についての相談をしましたが、木を切ってまで耕作するのは難しいという回答でした。森林組合の事業を活用して、周囲の山林伐採期に伐採してもらい、杉を植林されとのことでした。農振農用地の端ということで周囲に影響を与えることはないと判断しました。段々畑状の傾斜地で申請は問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、受付番号4番について説明します。現地調査は、8月18日、市役所、南那珂農林振興局立会いのもと実施しました。申請人には、電話で確認しました。申請人は宮崎市と日南市内に在住で共に高齢で管理ができず、後継者もないということです。申請地は、県道の拡張計画地ということで今回の申請に至ったそうです。現況は、放置されて栗と麦が植えてありました。一部は、地元の方が、昨年まで飼料作を植えていましたが、高齢で辞められました。申請地は、農振農用地の飛び地のようなところで川と山に囲まれた土地で周囲に影響する農地はありません。申請地に行くには水路上の個人で架けた橋を渡っていかなければならず、他のところから通う道等はありません。また、申請地は、県道拡張に伴い橋が架かり、県道が通る計画です。県の拡張説明会では、水田は橋の建設や県道拡張後の護岸等に使うとのこと。県道拡張工事後に残りの土地に杉を植林される計画だそ

14:51	作 本	うです。申請人は、高齢で後継者もなく、申請は妥当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号5番について担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。本日、神原委員が欠席のため代わりに受付番号5番について報告させていただきます。8月27日に農政課の職員と現地確認しました。申請地は、酒谷地区名尾内で国道222号線を酒谷小学校から都城方面に約3km進み右折、さらに農道を約1km進んだ標高180mの場所になります。内容は、先程農政課の職員から説明があったとおりです。現在、樹園地用途での生産は行われておらず、植林し山林として管理することで周辺への悪影響がある場所ではないため、除外申請は妥当であると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号6番、7番について担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号6番、7番について同一区画なので合わせて説明します。8月26日、農政課の職員の協力をいただき現地調査をしました。申請地は、下隈谷地区で県道436号日南南郷線を日南方面から南下し、酒造会社を過ぎて、左折した左側になります。現況は、埋め土され、かさ上げされていきました。当該地は、農用地周辺部に位置しており、地域計画目標地図に位置づけされておらず、周りの農地にも影響はないと判断しました。変更後は、受付番号6番については車庫、受付番号7番については個人住宅を建てるとのことでした。変更は妥当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意し、農政課にその旨回答いたします。
	議 長	議事がおわりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。
		《報告事項》

15:14		以上で総会の全てを終了します。
-------	--	-----------------

第3回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

田端 功 

金丸 勇太